

## **[事案 29-46] 新契約無効請求**

・平成 30 年 7 月 19 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人から、他社契約は払済保険にし、その契約を 60 歳以降に解約すれば、既払込保険料以上の金額を解約返戻金として受け取れる等の誤説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 5 月に契約した米ドル建積立利率変動型終身保険と医療保険について、以下の理由により契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、他社の生命保険契約を払済保険に変更し、その契約を 60 歳以降に解約すれば、既払込保険料以上の金額を解約返戻金として受け取れるなどと説明されたが、他社に確認したところ、事実ではなく、そもそも払済保険への変更もできなかった。
- (2)本契約の積立利率について、募集人から実際よりも高い利率を伝えられた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は、他社契約を現時点で解約し、または払済保険にした場合は、解約返戻金は既払込保険料を下回るが、本契約を 65 歳まで継続すれば、その時点での解約返戻金は損失額を上回ると説明した。また、募集人は、払済保険への変更を前提とした説明はしていない。
- (2)積立利率について、募集人は、過去の平均をとると約 4%とは説明したが、実際の積立利率も申立人に説明している。募集人は、不利益となる点も含めて、設計書を用いて説明し、申立人も納得したうえで契約が締結された。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。